紀の宝お食事券事業 実施要領

１．事業の目的

　新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛等により、大きな影響を受けている飲食業、食品販売業等を対象とした紀の宝お食事券（以下「食事券」という。）発行事業を行うことにより、農林水産商工業の振興、地域活性化に寄与することを目的とする。

２．食事券の発行について

（１）名　　称　　　　紀の宝お食事券（以下「食事券」という。）

（２）実施主体　　　　紀宝町とする。但し、食事券の販売、取扱事業者の公募、食事券の換金等必要に応じ、紀宝町内郵便局、紀宝町商工会に委託するものとする。

（３）発 行 者　　　　紀宝町

（４）販売対象者　　　紀宝町民（基準日：令和３年10月13日）

（５）販売方法　　　　購入券を対象者に直接配布

（６）販売額　　　　　5,000円分の食事券を2,000円で販売

（７）購入可能数　　　町民一人あたり１セットまで

（８）食事券の額面　 １枚当たりの食事券の額面は500円

（９）利用期間　　　 令和３年10月30日から令和４年２月28日まで

（10）取扱事業者　　 公募により登録された事業者

３．食事券の販売について

食事券の販売は下記のとおりとし、必要に応じて販売期間の延長等を行う。なお、食事券については譲渡及び交換その他これらに類する行為を禁止する。

　販売日程等

　日　　時　　 令和３年10月30日（土）から令和３年11月30日（火）の平日

※10月30日（土）、31日（日）は午前９時から午後８時まで、紀宝町役場に

おいて休日販売窓口を開設する。

　場　　所

〇令和３年11月１日（月）から11月30日（火）午前９時から午後５時まで

町内の郵便局（鵜殿郵便局、御船郵便局、紀伊井田郵便局、相野谷郵便局）

〇令和３年11月１日（月）から11月12日（金）　移動支所

４．食事券の利用対象にならないもの

1. 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペードカード等の換金性の高いものの購入
2. 現金との換金、金融機関への預け入れ、他の補助金等で充当される費用
3. 取扱加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ、自社商品の購入等）
4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
5. 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの

５．取扱加盟店の参加資格

取扱加盟店は飲食業（飲食店営業許可等を有する事業者）、食品販売業（売上の大半が自社　　　　　で生産・調理・製造した商品を販売する事業者）を営む下記のいずれかに該当する店舗。

（スーパー、コンビニを除く）

（１）町に住民登録のある個人事業主が営む町内の店舗

（２）町内に本店を置いている法人が営む町内の店舗

（３）紀宝町商工会員で下記のいずれかに該当する店舗

　　①町内の店舗

　　②町に住民登録のある個人事業主または町内に本店を置いている法人が営む店舗

ただし、次のアからウに該当する事業者は除くものとする。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条

に規定する営業を行っている事業者

イ　特定の宗教・政治団体に関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっている事業者

ウ　役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第６号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

る者に該当する事業者

６．取扱加盟店の申し込み方法

1. 申し込み方法

この実施要領に同意の上「取扱加盟店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、紀宝町役場産業振興課又は紀宝町商工会へ提出すること。

1. 取扱加盟店申込書兼誓約書の提出先

◎紀宝町役場産業振興課　　　　　　　　　◎紀宝町商工会

　　　　〒519-5701　紀宝町鵜殿324番地　　 　　〒519-5713　紀宝町成川656番地

<TEL:0735-33->0336 　FAX: 0735-32-0727　　　　TEL: 0735-21-6475　FAX:0735-21-6514

1. 申し込み期限

令和３年10月１日（金）から令和４年１月31日（月）まで

1. 申し込み後の審査・承認

申し込みのあった事業者は、紀宝町及び紀宝町商工会の審査を経て、取扱加盟店として承認する。　※取扱加盟店は、一覧表を作成して食事券購入者等に配布する。

（５）その他

個別の店舗ごとに申込むこと。紀宝町内等に複数の店舗があっても店舗ごとに「取扱加盟店申込書兼誓約書」を作成して申し込むこと。

７．換金について

1. 換金の手続き

取扱加盟店は、紀宝町商工会において使用済食事券(裏に押印等)と「換金依頼書」を提出すること「換金依頼書」は、紀宝町商工会に備え付けている。

1. 換金に必要なもの
   1. 使用済食事券（裏面の所定欄に登録されている取扱加盟店名を記入、ゴム印可）
   2. 「換金依頼書」
2. 換金期間

令和３年11月１日（月）から令和４年３月11日（金）までの平日

午前９時から午後５時まで

（４）換金方法

　　　換金は小切手で支払う。随時換金可能

（５）換金手数料は、無料。

８．取扱加盟店における留意点等

1. 食事券は、飲食の提供、食品の販売などの取引において利用可能となる。
2. 食事券額面の利用に満たない場合でも、つり銭を出すことはできない。
3. 不足分は、現金等で受け取ること。
4. 利用期間を過ぎた食事券は、受け取らないこと。
5. 取扱加盟店であることが明確になるよう、配布のポスターをわかりやすい場所に掲示すること。
6. 利用者が持ち込んだ食事券は、受け取る前に問題がないか確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を「紀宝町商工会」又は「紀宝町役場産業振興課」に報告すること。
7. 食事券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱加盟店名を記入することとし、既に取扱加盟店名の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
8. 食事券の交換及び売買は、おこなわないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された食事券のみ換金可能とする。
9. 食事券は自社商品の購買に活用することはできない。

（10）食事券の利用を見込んで通常より高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。

（11） 食事券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達（商品の仕入れ等）に用いることはできない。

（12）利用者から受け取った食事券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱加盟店の責務とする。

（13）三重県暴力団排除条例及び紀宝町暴力団排除条例を遵守すること。

９．取扱加盟店の取り消し等

この実施要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

10．経済効果の測定

本事業の経済効果測定のため、取扱事業者等に対しアンケート調査を実施する場合がある。

お問合せ先 紀宝町役場産業振興課

〒519-5701 紀宝町鵜殿324番地

<TEL:0735-33-0336>　　　FAX:0735-32-0727